

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパラリーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

KING&WOOD
MALLESONS
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020
20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsianhuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China
T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5544
patent@cn.kwm.com
www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

杭州に全国初のインターネット法院が設立

1. はじめに

2017年8月18日、杭州に全国初となるインターネット法院が設立され、第一案として作品情報ネットワーク伝播権侵害紛争の審理が行われた。該法院は、インタと経 作品情報ネットワーク伝播権侵害紛争の審理が行われた。該法院は、インターネットと経済社会の深い融合を促進し、有力な司法サービスを提供するとしている。以下、該法院設立の背景、管轄等を紹介する。

2. 杭州インターネット法院設立の背景

杭州には、アリババ、タオバオなどインターネット商取引を行う企業が多くあり、杭州電子商取引プラットフォームが年間処理する紛争件数も多い。杭州市の各基層法院が受理する電子商取引案件は、2013年には既に600件に達し、毎年増加を続けていた。これを受け、2015年4月には浙江省高級人民法院が、杭州市の複数の区の基層法院と中級人民法院を電子商取引ネット法廷試験法院とし、同年8月には法廷を正式にオンライン化し、ネット関連紛争を審理していた。2017年6月、中央全面深化改革領導小組が杭州インターネット法院設立を承認したことで、同年8月、正式設立された。

3. 杭州インターネット法院の管轄

該法院は杭州市内の基層人民法院が管轄する以下の6種類の案件を集中管理する。

- (一) インターネットショッピング
- (二) インターネット著作権帰属、侵害紛争
- (三) インターネットを利用した他人の人格権侵害の紛争
- (四) インターネットショッピング製品責任侵害紛争
- (五) インターネットドメイン紛争
- (六) インターネット行政管理により生じた行政紛争

一審判決に不服がある場合、上級審である杭州市中級人民法院が審理することになる。

4. 杭州インターネット法院での訴訟プロセス

該法院の訴訟では、ネット上の訴訟プラットフォームにより、立案、挙証、開廷審理、判決等の各プロセス全てをオンラインで行い、当事者が外出せずに訴訟を完結できるとしている。同日に行われた第一案では、インターネット小説の作者がネット会社の網易をネットワーク伝播権侵害で訴えた案件が審理され、法院、原告と被告の代理人が遠隔接続された。書記官はおらず、審理後裁判官は、双方当事者へ音声認識で生成された開廷審理メモについて、確認ボタンを押すよう指示した。

5. 終わりに

インターネット法院により、当事者、代理人の居場所を選ばずに訴訟ができるようになったが、裁判管轄から見ると、杭州市内のネットショッピング等に関わる基層法院レベルの案件に限られており、当面は小規模の事件について審理されていくものと思われる。このような時代の変化に対応した試みは、中国のダイナミズムや柔軟性を表しているといえるだろう。

以上

2017年10月2日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 合人社東京永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール：malirong@cn.kwm.com